

14 退職金定期預金「ひとまず」

平成29年6月23日現在

商品名	自由金利型定期預金<M型> 【単利型】 退職金定期預金 ひとまず 自由金利型定期預金 【単利型】 退職金定期預金 ひとまず
販売対象	・当金庫口座にて退職金をお受け取りいただいたお客さま
期間	・定型方式 1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 ・非自動継続（一般定期）
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 ・500万円以上 退職金お受取り金額内（お預入はお一人様、一店舗、一回に限る） ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・500万円以上1,000万円未満 スーパー定期預金の店頭表示金利+0.5% ・1,000万円以上 大口定期預金の店頭表示金利+0.5% ・満期日以降に一括してお支払します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金	・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 （平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税されます）
手数料	_____
付加できる 特約事項	_____
中途解約時の 取扱い	・満期日までに解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数によって別表「定期預金の中途解約利率一覧表」の期限前解約利率による利息を計算して元金とともにお支払いします。
金利情報の 入手方法	・金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。 紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。
その他の参考 となる事項	・非自動継続（一般定期） 満期日以後のお利息は解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）

北おおさか信用金庫